

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

平成27年5月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法に基づき市内の固定資産の評価を行い固定資産税・都市計画税を計算し賦課する。</li><li>・市民からの申請に基づき証明書を交付する。</li></ul> <p>【事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 不動産登記、建築確認閲覧、償却資産申告書、現地確認等により課税客体を把握する。</li><li>2 現地調査等により納税義務者の確定、評価額の算定を行う。</li><li>3 2で取得・算定した情報を固定資産税システムへ入力等を行いデータ化する。</li><li>4 生活保護情報を取得する(市内在住者は団体内統合宛名システム、市外在住者は中間サーバー経由)。</li><li>5 市外在住者の基本4情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。</li><li>6 賦課期日現在の物件情報等を用いて賦課情報を作成する。</li><li>7 賦課情報を基に納税通知書を作成し納税義務者に発送する。</li><li>8 賦課情報を提供先・移転先へ登録する。</li><li>9 物件・賦課情報を基に証明書を発行する。(地方税法第342条、第343条、第359条、第364条、第382条の2、第382条の3、第383条、第403条、第409条、第411条、第702条、第702条の8等、固定資産評価基準)</li></ol>
③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、家屋評価計算システム、団体内統合宛名システム、地理情報システム、中間サーバー、eLTAX

## 2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税課税台帳ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部資産税課
②所属長	白石 尚志

## 6. 他の評価実施機関

-

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部資産税課
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

